

## 平成28年3月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成28年3月28日（月） 午前10時00分～午後1時16分

○ 場 所 守口市役所 1号別館3階 第2委員会室

○ 出席者

### 教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

### 事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

生涯学習部長 松 良之 子ども部長 大西 和也

総務課長 藤本 淳司 学校管理課長 瀬尾 邦雄

学校教育課長 廣部 孝徳 保健給食課長 西尾 浩樹

生涯学習課長 松原 俊三 スポーツ・青少年課長 阪本 和也

放課後子ども課長 西本 岳史 教育センター長 吉川 弘美

中央公民館長 加藤 久隆 子ども政策課長 古川 富郎

保育・幼稚園課長 大西 真裕 ほかに担当職員

○ 審議内容

### 議案第19号 平成28年度「めざす守口の教育」（案）について

#### 【説明要旨】

「平成28年度 めざす守口の教育」（案）につきましては、機構改革に伴い、生涯学習部が市長部局へと移管されることとなりましたことを受け、大きな構成の変更もございますことから、2月定例会の協議事項でも御説明させていただきましたが、本日改めて、今年度からの主な変更点を説明させていただき、御審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案第19号『平成28年度「めざす守口の教育」（案）について』を御説明させていただきます。「めざす守口の教育（概要）」として、「教育理念」、「基本方針・重点項目」を示し、その基本的な考え方を示しております。

「教育理念にある郷土を誇りに思い、夢と志をもって国際化社会で主体的に行動する人の育成」を図るため、「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」として、社会教育関係部局と連携して推進していくことを示し、6行目において「就学前から義務教育修了までの教育を円滑に接続し」と表現を変更しております。

「連携・協働・信頼」では、これまでと同様の視点ではありますが、機構改革に伴い市長部局との連携をさらに密接に行うことを追記しております。「主要施策」では、「耐震化などの学校施設の改修」から「新しい学校づくりと安全・安心な学校施設整備の推進」への変更と「小中一貫教育の推進」に「義務教育学校の設置」を加えるとともに、「学力向上の取り組みの推進」を新たに追加、そして、「生涯学習の推進」から「社会教育の振興」へと変更をしております。

基本方針、重点項目、その具現化のための具体的な取り組みを示しております。「【基本方針1】学力を伸ばす」では、児童・生徒一人ひとりの学力の向上と個性の創造性の伸長を図るため5つの重点項目を掲げております。

「〔重点項目1〕学ぶ意欲の向上」では、具体的な取り組みにて、⑤「連続性・系統性を意識した」を「連続性・系統性を確立するための」に変更。⑩「大阪の授業スタンダードを活用した子ども主体の授業づくり」を「大阪の授業スタンダードの活用及びアクティブ・ラーニングを取り入れた授業づくり」に変更。⑬「中学校夜間学級」の「中学校」を削除しております。

次に、「〔重点項目2〕言語活動の充実と言語力の育成」では、リード文に「義務教育学校」を追加し、具体的な取り組みの変更はございません。

次に「〔重点項目3〕自学自習力の育成」では、具体的な取り組みにて、①「発達段階に応じた家庭学習課題の工夫」を「発達段階に応じた系統性のある家庭学習課題の設定」に変更し、②「家庭学習冊子（市教育委員会発行）の活用」に「中学校2年生」を追加しております。

次に、「〔重点項目4〕支援教育の充実」では、リード文に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮を行うなど」を追加し、具体的な取り組みの変更はございません。

次に「〔重点項目5〕幼児教育の充実」では、具体的な取り組みにて、③「研修会の実施」を「認定こども園への移行を見据えた研修の実施」へと変更しております。

続いて、「【基本方針2】心を育てる」では、児童・生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため4つの重点項目を掲げております。

「〔重点項目6〕人権教育の充実」では変更はございません。

「〔重点項目7〕道徳教育の充実」では、リード文に「新たな特別の教科道徳、全面実施の準備」を追加し、具体的な取り組みにて、①「全体計画・年間指導計画・別様の作成」を「全体計画・年間指導計画に基づく取り組み」に、⑥「体験活動の充実のための創意工夫ある指導」を「問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた創意工夫ある指導」へと変更しております。

次に、「〔重点項目8〕生徒指導の充実」では、具体的な取り組みにて、⑥「中学校区における」を追加、⑨「スマートフォン等」を追加、⑩「関係機関と連携した暴力行為等に対する毅然とした指導の徹底」を追加しております。

次に、「〔重点項目9〕キャリア教育の充実」では、具体的な取り組みにて、①「中学校区としてのキャリア教育全体計画の作成」を「全体計画の検証・改善」へと変更しております。

続いて、「【基本方針3】命を守る」では、児童・生徒のたくましく生きる健康と体力づくりを図るため二つの重点項目を掲げております。

「〔重点項目10〕健康・体力づくりの充実」では、具体的な取り組みにて、⑥「食物アレルギー疾患対応マニュアルを活用したアレルギー対応の徹底」と⑦「職員衛生管理の徹底」をその内容を鑑み、「重点項目11」へと移行するため削除しております。

次に「〔重点項目11〕安全・安心な環境づくりの推進」では、リード文に「食物アレルギー等の事故」を追記し、具体的な取り組みにて「重点項目10」からの移行により、⑧・⑨を追加しております。

続いて、「【基本方針4】学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため二つの重点項目を掲げております。

「〔重点項目12〕学校経営の改善」では具体的な取り組みにて、③「ミドルリーダーの育成」に「活用」を追加しております。

最後の「〔重点項目13〕教職員資質向上・研修の充実」では変更はございません。

続きまして、社会教育に係る内容について御説明申し上げます。議案書16ページを御参照いただきますようお願いいたします。

平成28年度から生涯学習部が市長部局へ移管することから、構成を大きく変更しており、社会教育については主な取り組みを示しております。

「【基本方針5】生涯学べる社会をつくる」では、市民一人ひとりが生きがいを見出し、豊かな心を育み、生きがいの持てる環境づくりに努めるための重点項目を掲げております。

「〔重点項目14〕社会教育の振興」につきましては、リード文に「市民の自発的・主体的な学習活動を尊重し、それぞれのライフステージに応じた市民一人ひとりの学習意欲

をうながす取り組みを、市と一体となって進めていきます」としており、教育コミュニティの形成や青少年健全育成活動の支援、文化財の保存・活用など6項目の具体的な取り組みを示しております。

以上、「平成28年度 めざす守口の教育」の「基本理念」、「基本方針・重点項目」の内容全般を説明させていただきました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 「〔重点項目4〕支援教育の充実」に出てまいります法律が「障害」と漢字を使っていますが、教育委員会としましては「障がい」という表記を徹底しております。これは法律であり、法律の名称であるから漢字を使って「障害」という表記をしていると理解してよろしいですか。

○事務局 おっしゃるとおりでございまして、明確に法律であるのご理解いただくために鉤括弧をつけて表記することを考えております。

○委員 「〔重点項目8〕生徒指導の充実」の中で、「携帯電話・スマートフォン等持ち込みの原則禁止」がございしますが、具体的に「携帯電話」と「スマートフォン」の二つを例に挙げていますが、IT機器には他にも様々なものがありますよね。その中で、学校として原則持ち込み禁止としているのは携帯電話とスマートフォンだけであるという理解をされるのではないかと、それ以外のIT機器については様々あるけれども、基本的にこの二つを禁止にしておけば、それで目的は達するという御判断をされているのか、確認をさせてください。

○事務局 IT機器と申しますと、ゲーム機、タブレット、音楽プレーヤー等ございしますが、それらも含めて「携帯電話・スマートフォン等」という表記をさせていただいております。

○委員 「〔重点項目11〕安全・安心な環境づくりの推進」の中に、⑧「食物アレルギー疾患対応マニュアルを活用したアレルギー対応の徹底」とありますが、内容について異論はございませんが、意見として申し上げておきたいと思うことがございます。

食物アレルギーに対応する方法として、どの生徒・児童がどのようなアレルギーがあるのかを把握して、事故が起こらないように大変なご苦勞をいただいております。過日、テレビで全員をアレルギー除去食にする取り組みを拝見しましたが、守口市がそれに適応できるかは別としまして、そういう方向性での検討の余地はあるのではないかと思います。子ども

達全員が同じものを食べ、喜んでもらう。問題になりそうなアレルギー物質を全員が取り除いてとなると事故の心配もありませんし、かつ栄養的に問題がなく、まあまあおいしいということであれば、検討していく余地があるのではないかとということで、意見として申し上げたいと思います。守口の場合、今までそういうことについて議論になったことはございますか。

○事務局　本市としましては、アレルギーそれぞれに応じた除去食を個別に対応しております。ただ、全てのアレルギー個別の除去食はできませんので、例えば「えび」と「かに」両方がアレルギーである子どもがいる。あるいは「えび」はアレルギーであるけれども「かに」は食べられる子もいらっしゃる。そのような場合でもどちらのお子さんにも、「えび」と「かに」を両方抜いた同一の除去食を提供しております。ただ、全ての方が除去食となりますと、食物アレルギーの種類もそれを持つ児童も増えておりますので、ほとんど何もつけれない状況になってしまう。お弁当を持ってこなければならない児童もいる状況で、委員長がおっしゃるような方法は、本市としましては難しいのではないかと考えております。

○委員　守口市の小中一貫教育が、「さつき学園」という具体的な形で結実していくわけですから、それに係る表現については、今後も含めてどのように盛り込んでいくかということを考えていく必要があるかと思いますが、この表現については、今回に限ってということで理解いたしますが、今後の実績を踏まえた上での表現も常々お考えいただきたいと思ます。

「〔重点項目13〕教職員の資質向上・研修の充実」については、現在進行している部分もございまして、具体的な取組みを、どのようにして盛り込んでいくかは難しいところもございまして、④「指導が不適切な教職員等の把握及び適切な支援と指導」の表現としてはこれでいいかと思ますけれども、中身については、今までの実績を踏まえて、盛り込んでいけるものがあるならば、今後も考えていくということを常々お考えいただきたいと思ます。

○委員　協定締結大学の一覧が五十音順に並んでおりますが、「大阪総合保育大学」「関西大学」「立命館大学」の後ろに菱形の印がついていますが、これの意味について補足して説明していただけますか。

○事務局　御質問の「(2)協定締結大学(50音順)」の上に「(1)主な連携」とございまして、その本文の2行目に「インターンシップによる学校支援 ◇印」とさせていただいてございまして、インターンシップを行っている大学に、菱形の印をつけた記載をしてお

ります。

○上記の質疑後、原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第20号 平成28年度使用守口市立義務教育学校の教科用図書の採択について**

**【説明要旨】**

○事務局 「平成28年度使用守口市立義務教育学校教科用図書の採択について」を御説明申し上げます。

「守口市学校設置条例の一部を改正する条例」が、平成28年2月市議定例会において可決されたことにより、平成28年度より本市において義務教育学校が設置されます。つきましては、義務教育学校で使用する教科書の採択について、この度、議案として提出させていただきます。

初めに、この間の経緯につきまして簡単に御説明申し上げます。教科用図書の採択につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条」により、各種ごとに1種の教科用図書について行うものとされております。なお、平成28年度に小学校で使用する教科書につきましては、平成27年度教育委員会6月定例会にて法令にのっとり、平成26年度に採択されました教科書を引き続き使用することについて御報告させていただいております。また、平成28年度に中学校で使用する教科書につきましては、平成27年度教育委員会8月臨時会において採択をしていただいたところです。

続きまして、来年度から設置します義務教育学校で使用する教科書につきまして御説明申し上げます。

義務教育学校につきましても、「学校教育法第49条第8項」におきまして、小・中学校と同様に文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないことが定められております。また、「同法49条第6項」、「同法第79条第6項」及び「同法第79条第7項」におきまして、義務教育学校の教育課程については、前期課程に関しては小学校学習指導要領の規定を、後期課程に関しては中学校学習指導要領の規定をそれぞれ準用することが定められております。

これらの点を踏まえまして、案にございますとおり義務教育学校の前期課程については、来年度使用する小学校と同一の教科書、義務教育学校の後期課程についても、来年度使用

する中学校と同一の教科書を平成28年度使用とするものです。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第21号 守口市教育財産の処分の申出について（守口市市民球場、守口市市民体育館、守口文化センター、守口市生涯学習情報センター）**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第21号「守口市教育財産の処分の申出について」を御説明をさせていただきます。

昨年の12月市議会で「守口市事務分掌条例の一部を改正する条例」が可決されましたことから、教育委員会生涯学習部が所管しております教育財産を平成28年4月1日から市の行政財産として活用使用とするものでございます。処分をする教育財産でございますが、「守口市市民球場」「守口市市民体育館」「守口文化センター」「守口市生涯学習情報センター」の計4施設でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第22号 守口市教育財産の処分の申出について（守口市立公民館、守口市立教育文化会館、守口市地区体育館）**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第22号「守口市教育財産の処分の申出について（守口市立公民館、守口市立教育文化会館、守口市地区体育館）」を御説明させていただきます。

平成28年2月市議会におきまして、「守口市地区コミュニティーセンター条例」の制定

及び「守口市立公民館条例」、「守口市立教育文化会館条例」、「守口市地区体育館条例」の廃止が可決されたことから、教育委員会が所管しております教育財産を平成28年4月1日から市の行政財産、守口市地区コミュニティーセンターとして活用しようとするものでございます。

教育財産を処分する施設でございますが、「守口市教育文化会館」、「守口市立公民館10館1分室（守口市立中央公民館、守口市立庭窪公民館、守口市立庭窪公民館分室、守口市立三郷公民館、守口市立東部公民館、守口市立南部公民館、守口市立八雲東公民館、守口市立錦公民館、守口市立東公民館、守口市立北部公民館、守口市立西部公民館）」の11館、「守口市立地区体育館（守口市守口・土居地区体育館、守口市庭窪地区体育館、守口市三郷地区体育館、守口市東部地区体育館、守口市南部地区体育館、守口市八雲東地区体育館、守口市錦地区体育館、守口市東地区体育館、守口市北部地区体育館）」の9館でございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いたします。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第23号 守口市教育委員会事務局職員の人事異動案**

秘密会により議事録なし

○ 審議内容

**議案第24号 守口市生涯学習推進会議委員の解職について**

**議案第25号 守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の解職について**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第24号「守口市生涯学習推進会議委員の解職」と議案第25号「守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の解職について」を一括で御説明させていただきます。

「守口市生涯学習推進会議委員」及び「守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委



員」につきましては、教育委員会の附属機関条例に基づき、現在、教育委員会から委嘱しているところでございます。

昨年の12月市議会で「守口市事務分掌条例の一部を改正する条例」が可決されましたことから、教育委員会にございます生涯学習部が平成28年4月1日から市長部局に移管することに伴い、教育委員会から委嘱している委員を解職しようとするものでございます。

なお、委員につきましては、平成28年4月1日以降も市長部局にて残任期間までの委嘱を行う予定でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議をよろしくお願い申し上げます。

#### 【審議状況】

○原案通り可決。

○ 審議内容

### 議案第26号 守口市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第26号「守口市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案」につきまして御説明申し上げます。今回の規則案でございますが、「守口市立学校設置条例」の一部改正により、義務教育学校が設置されるとともに、副校長が置かれることから、合計6つの関係規則に所要の規定整備が必要となるものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。一つ目につきまして、「守口市立学校の管理運営に関する規則」でございます。右が改正後第3条4の2につきましては、見出しを（副校長）とするとともに、「学校に副校長を置くことができる」と追加いたします。これは義務教育学校の設置に伴い、副校長を置くことができるようにするものでございます。また、第4条第3項におきまして、義務教育学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置くため文言を追加するものでございます。

「守口市教育委員会校印規則」の別表第1第2条関係におきまして、学校長の印の管理者に守口市立義務教育学校の長を追加するとともに、その下段におきまして、学園の印を大きさの異なる校印の使用を追加いたします。別表2第2条関係におきまして、1行目の右から

二つ目でございますが、学園之印のひな形を追加いたします。

「守口市教育センター条例施行規則」の第5条研究員につきましては、市立小・中学校に義務教育学校を追加いたします。

「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則」の第5条におきまして、学校管理課及び保健給食課の事務分掌に義務教育学校の文言を追加いたします。

「守口市立学校の通学区域を定める規則」の別表第2条関係第1項、小学校の通学区域におきましては、改正前を御参照のとおり、「守口市立東小学校」、「守口市立大久保小学校」、「守口市立さつき小学校」の3校を削除いたします。

右の改正後に「守口市立よつば小学校」を追加いたします。なお、よつば小学校の通学区域は統合校である東・大久保小学校の両校の通学区域を全て記載しております。また、2項「中学校の通学区域」におきましては、左の改正前記載の「守口市立第三中学校」の項を削除いたします。さらに、第3項「義務教育学校の通学区域」を追加し、新たに設置されます「守口市立さつき学園」の通学区域ではさつき小学校の通学区域を記載しております。

「守口市英語指導助手の就学等に関する規則」につきましても、市立小・中学校の文言に義務教育学校を追加する旨の改正でございます。第1条（趣旨）及び第3条（英語指導助手の職務）におきましては、市立小・中学校に義務教育学校を追加いたします。また、第3条第1号におきまして、「中学校又は義務教育学校の後期課程」を、第2号におきまして、「小学校又は義務教育学校の前期課程」を追加いたします。その他は文言整備でございます。

なお、附則におきまして、施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

#### 【審議状況】

○委員 「学校之印」が1・2とございますが、小学校と中学校ということで二つ記載されているのでしょうか。少し補促して説明していただけますか。

○事務局 ご指摘の校印につきましては、小学校、中学校という区別ではございませんでして、寸法が異なる2種類があるという表記でございます。加えて、学園も寸法が異なる2種類があるとしております。

○委員 「学校之印」が2種類あることにつきましては、どういう理由でしょうか。

○事務局 「学園之印」の大きい方は49ミリと規定しておりまして、主に卒業証書等

に使用されるものでございます。小さい方につきましては、大きさが18ミリで、通常の文書、証明書等に使用されるものでございます。

○上記の質疑後、原案通り可決。

○ 審議内容

#### **議案第27号 守口市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則案**

##### **【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第27号「守口市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則案」につきまして御説明申し上げます。

今回の規則案でございますが、「行政不服審査法」及び「行政不服審査法」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることから、所要の規定整備が必要となるものでございます。

「守口市奨学資金条例施行規則」、左側の改正前の様式第3号その1（第5条関係）、（奨学生選考結果通知書）中の（教示）第1項において「不服がある場合には、処分があったことを知った日から起算して60日以内に守口市教育委員会に対して異議申立てをすること」となっておりましたが、改正後では、下線部にございますように、「3カ月以内に守口市教育委員会に対して審査請求することができます。」と改正しております。これによりまして、審査請求期間が延長され、市民の救済期間が拡充されるものとなっております。なお、この項以下、次ページにありましても同様の文言修正でございます。

また、施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

##### **【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

#### **議案第28号 守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び もりぐち歴史館「旧中西家住宅」条例施行規則の一部を改正する規則案**

##### **【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第28号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する規則及びもりぐち歴史館「旧中西家住宅」条例施行規則の一部を改正する規則案」につきまして御説明申し上げます。今回の規則案でございますが、「学校教育法」の一部改正により、義務教育学校に係る規定の追加を契機として、所要の規定整備が必要となるものでございます。

新旧対照表により御説明申し上げます。「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」でございますが、右側改正後第2条の2、第2号中、小学校の後ろに「これに準ずる学校を含む。」を追加いたします。これは子育て中の府費負担教職員が小学校などへの施設の送迎のために勤務時間を弾力的に割り振ることができる規定でございますが、この小学校に義務教育学校を含め、各種の学校などを含めるための改正でございます。

「もりぐち歴史館「旧中西家住宅」条例施行規則」の第7条の第2号におきましても、「市の区域内の小学校又は中学校」の後ろに、先ほど同様に「これらに準ずる学校を含む。」を追加し、義務教育学校を含む、各種の学校を含めようとする改正でございます。

なお、附則におきまして、施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

以上、誠に雑駁な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

#### 【審議状況】

○原案通り可決。

○ 審議内容

#### 議案第29号 守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則案

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは議案第29号「守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則案」について御説明申し上げます。この案件は、守口市議会2月定例会の本会議におきまして、「守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例」が可決されましたので、今回、条例の施行規則案を御提案させていただくものでございます。

それでは、まず、第1条でございますが、この規則の趣旨を定めようとするものでございます。第2条は、目的外使用をするためには事前に使用者登録をする旨の規定を定めようとするものでございます。第1項の第1号から第4号までは、登録を要しない団体を規定して

おります。第1号は、市または国などの公共団体でございます。第2号は、各学校のPTAなどの学校関連団体でございます。次に、第3項でございますが、使用者登録は基本的に守口市内に居住し、在職し、または在学するものをおおむね6割以上であるものが登録できることとしております。

戻りまして、第2項でございますが、小学校の日曜日と祝日及び梶中学校又は錦中学校の運動場の月曜日から土曜日までの夜間使用については、市民等がおおむね8割以上が登録できるものでございます。

次に、第3条は、条例第3条第1項の許可の申請や許可の具体的な方法を定めようとするものでございます。第4条は、条例第6条のただし書きの使用料の還付の基準を具体的に規定しようとするものでございます。

第5条は使用料の還付の申請の方法を規定しようとするものでございます。第6条は、使用料の減免の具体的な基準を定めようとするものでございます。第1号は、市又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共的団体が公益的活動を目的として使用するときは免除しようとするものでございます。第2号は、市の区域内に居住し、又は在学する幼児、児童または中学生の生徒が構成員の8割以上を占める団体が、青少年の健全な育成を目的として使用するときは免除しようとするものでございます。第3号は、使用者の構成員の8割以上が市民等である場合において、公共的団体に所属する場合において、当該公共的団体の活動目的に基づいて使用するときは免除しようとするものでございます。第4号は、私立の認定こども園、私立の幼稚園又は私立の保育所が行事を主催するために使用するときは免除しようとするものでございます。第5号は、先ほどの規則第2条第1項各号に規定する団体、いわゆる登録不要団体が守口市立学校に在籍する幼児、児童または生徒の健全な育成を目的として使用するときは免除しようとするものでございます。第6号は、ボランティア活動を目的として使用するときは免除するものでございます。第7号は、複数の使用者が同時に同じ施設を使用するときは、使用者の数で除して得た額が当該使用者が支払うべき使用料であると定める規定でございます。第8号は、前各号に掲げるときのほか、委員会が特に必要と認めたときは使用料の減額または免除しようとするものでございます。第7条は、使用料の減免の申請でございまして、第5条の還付の申請の規定を準用するものでございます。第8条は、遵守事項でございまして、一般的なものの規定させていただき予定でございます。第9条は、附則の規定でございます。

最後に附則でございますが、第1項の施行期日でございますが、この規則は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。第2項は、この規定の施行に伴いまして、「守口市立学校体育施設開放に関する規則」を廃止しようとするものでございます。第3項は、規則第3条第1項に規定しております使用許可の申請の読替規定を定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第30号 守口市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則案**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第30号「守口市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則案」について御説明させていただきます。守口市立視聴覚ライブラリーは設置後40年が経過し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定するところの教育機関としての役割は一定終えたものと判断したことから、11月の教育委員会定例会で「守口市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例」の意見をお聞きし、その後、12月市議会にて同条例の廃止が可決されたところでございます。

今回、同条例が平成28年4月1日から廃止されることに伴い、「守口市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則案」を議案として提出しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議の上、ご決定賜りますようよろしく御願い申し上げます。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第31号 守口市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則案**

## 議案第32号 守口市生涯学習情報センター条例施行規則等を廃止する規則案

### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第31号「守口市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則案」と議案第32号「守口市生涯学習情報センター条例施行規則等を廃止する規則案」を一括して御説明させていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項」の規定に基づき、「市長の職務権限の特例を定める条例」の施行により、スポーツに関すること及び文化に関することを市長の権限とすることに伴い、教育委員会で設置しております規則4本を廃止しようとするものでございます。

廃止をする規則でございますが、「守口市スポーツ推進委員に関する規則」、「守口市体育館条例施行規則」、「守口市市民球場条例施行規則」、「守口文化センター条例施行規則」の4本でございます。

また、12月市議会にて、「守口市事務分掌条例の一部を改正する条例」が可決されましたことから、生涯学習部が平成28年4月1日から市長部局に移管することに伴い、教育委員会で設置しております規則5本を廃止しようとするものでございます。

廃止をする規則でございますが、「守口市生涯学習情報センター条例施行規則」、「もりぐら児童クラブ事業利用者負担金徴収条例施行規則」、「守口市社会教育施設指定管理者選定委員会規則」、「守口市生涯学習推進会議規則」、「守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会規則」の5本でございます。

なお、施行日は平成28年4月1日からでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 【審議状況】

○原案通り可決。

○ 審議内容

## 議案第33号 守口市立公民館条例施行規則等を廃止する等の規則案

### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第33号「守口市立公民館条例施行規則等を廃止する等の規則案」について御説明申し上げます。2月市議会におきまして、「守口市地区コミュニティー

センター条例」の制定及び「守口市立公民館条例」、「守口市立教育文化館条例」、「守口市地区体育館条例」の廃止が可決されたことから、教育委員会で設置しております規則の廃止及び一部改正をしようとするものでございます。

まず、廃止する規則でございますが、「守口市立公民館条例施行規則」、「守口市立教育文化会館条例施行規則」、「守口市地区体育館条例施行規則」、「守口市公民館地区運営委員会設置規則」の4本でございます。

また、一部改正をする規則でございますが、「守口市教育委員会公印規則」の別表第1と別表第2にございます各公民館長の印の項を削除しようとするものでございます。

なお、これら廃止及び一部改正の施行日はともに平成28年4月1日からでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 【審議状況】

○原案通り可決。

○ 審議内容

#### 議案第34号 守口市立幼稚園規則の一部を改正する等の規則案

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第34号「守口市立幼稚園規則の一部を改正する等の規則案」について御説明申し上げます。本規則案は、平成27年11月24日の教育委員会定例会にて御意見をいただき、12月市議会にて議決された「守口市立幼稚園条例の一部を改正する等の条例」の制定に伴う一部改正案でございます。

まず、第1条でございますが、平成27年度末で「守口市立にわくぼ幼稚園」が閉園になることから、現在の定員「660名」を「540名」へと改め、別表中の「守口市立にわくぼ幼稚園」の項を削るものでございます。また、市立幼稚園の休業日から当該市立幼稚園の創立記念日を削るものでございます。

第2条でございますが、平成28年度末で「守口市立とうだ幼稚園」が閉園になることから、定員「540名」を「420名」とし、別表中の「守口市立とうだ幼稚園」の項を削るものでございます。

第3条では、この規則の廃止期日を定めるものでございます。



最後に附則でございますが、第1条の施行日を平成28年4月1日とし、第2条の施行日を平成29年4月1日、第3条につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審査の上、御決定賜りますようお願いいたします。

**【審議状況】**

○委員 (休業日)の項で改正後には「(4)略」とございますが、これは創立記念日は今までは休業日であったが、改正後は創立記念日の休業は削るということでしょうか。若しくは、ただ単に省略しているだけでしょうか。この略の意味について、御説明していただけますか。

○事務局 この度の改正によって、4号が削除され、自動的に5・6・7号が、4・5・6号と繰り上がるという意味合いで省略としております。

○上記の質疑後、原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第35号 守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第35号「守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案」について御説明申し上げます。今回の規程の一部を改正する規程案でございますが、市立公民館の廃止により、当該施設の長としての館長が存在しなくなることから、所要の規定整備が必要となるものでございます。

新旧対照表により御説明申し上げます。左の改正前、第2条第11号文中「並びに守口市公民館条例施行規則（昭和46年守口市教育委員会規則第3号）第9条第1項」を削除いたします。これは施設の長の意義から公民館の廃止に伴い、公民館長を削除しようとするものでございます。その他は条文番号の整理でございます。

なお、附則におきまして、施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

### 議案第36号 守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案

#### 【説明要旨】

○事務局 議案第36号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案」につきまして御説明申し上げます。市立学校を含む教育施設の電気供給につきましては、高圧電気の供給を受け、電気工作物である高圧受電設備を設置しているところでございます。電気事業の保安規程により、電気工作物を設置するものは電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めなければならないとされており、教育委員会におきましても守口市教育委員会電気工作物保安規程を定めているところでございます。

今回の改正でございますが、学校統合及び市立義務教育学校の設置、市立公民館及び市立教育文化会館の廃止並びに生涯学習情報センター、文化センターの市長部局への移管に伴います電気工作物保安規程を設置する施設に係る所要の規定整備を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表により御説明申し上げます。第2条の表中、平成28年4月に「守口市立よつば小学校」の開校により「守口市立東小学校」及び「守口市立大久保小学校」の項を削除し、「守口市立さつき小学校」の項を名称「守口市立よつば小学校」、位置「守口市大久保町5丁目3番48号」に改めようとするものでございます。

次に、市立義務教育学校の設置により同条の表中「守口市立第三中学校」の項を削除し、「守口市立樟風中学校」の項の次に名称「守口市立さつき学園」、位置「守口市春日町13番26号」を加えようとするものでございます。

続きまして、同条の表中、「守口市立教育文化会館」から「守口市生涯学習情報センター」の項を削除し、また、「守口文化センター」の項を名称「旧守口市立さつき小学校」、位置「守口市文園町9番32号」に改めようとするものでございます。

附則におきまして施行期日は平成28年4月1日としようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 【審議状況】

○原案通り可決。